

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展に伴い経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、資源・エネルギー価格の上昇に加え、電子部品等の供給不足、物流費の高騰等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

また、世界経済は、経済正常化に向けた景気刺激策等の進展もあり一部地域では経済回復の兆しが見られたものの、米中対立の長期化に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による影響や米国の金融引き締め政策への転換等の不安定要因も並存しており、先行きは一段と不透明感を増しております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、当社の主力市場の一つである北米市場の需要回復等により、連結売上高は88億4千4百万円（前連結会計年度比50.0%増加）となりました。

損益につきましては、売上高の大幅な増加や為替相場が想定よりも円安基調で推移したこと等により、営業利益は10億8千4百万円（同384.0%増加）、経常利益は13億7千2百万円（同291.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億2千3百万円（同259.4%増加）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

ガス機器事業は、受託実験の増加やフォークリフト向け部品の販売増加等により、売上高は33億1千4百万円（同39.4%増加）、営業利益は5億1千4百万円（前連結会計年度は2億5千1百万円の損失）となりました。

汎用機器事業は、主要マーケットである米国市場の需要回復・販売増加等により、売上高は40億9千7百万円（同68.7%増加）、営業利益は1億2千8百万円（同95.0%増加）となりました。

自動車機器事業は、インド市場の販売回復やフォークリフト向けキャブレターの販売増加等により、売上高は8億8千1百万円（同63.9%増加）、営業利益は2千2百万円（前連結会計年度は8百万円の損失）となりました。

不動産賃貸事業は売上高5億5千万円（同0.3%減少）、営業利益は4億1千9百万円（同0.3%増加）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループ（当社および一部の連結子会社）では、長期的に成長が期待できる製品分野および研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っております。

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は42億7千2百万円であります。

ガス機器事業においては、新本社厚木工場建設、新機種開発、受託実験および生産合理化等のための設備・装置に27億1千5百万円の設備投資を行っております。

汎用機器事業においては、新本社厚木工場建設、金型更新および海外子会社における新機種対応等に10億1百万円の設備投資を行っております。

自動車機器事業においては、新本社厚木工場建設、ダイカスト関連設備および生産合理化等に5億1千4百万円の設備投資を行っております。

不動産賃貸事業においては、4千万円の設備更新の投資を行っております。

③ 資金調達の状況

当期においては、新本社厚木工場建設を目的として、長期借入金14億4千万円を調達致しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社のNIKKI AMERICA, INC.とNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCは、2022年1月1日付でNIKKI AMERICA, INC.を存続会社、NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCを消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 128 期 (2019年 3 月期)	第 129 期 (2020年 3 月期)	第 130 期 (2021年 3 月期)	第 131 期 当連結会計年度 (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	7,867,447	7,526,505	5,895,873	8,844,286
経 常 利 益(千円)	976,545	718,923	350,419	1,372,842
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	801,989	491,572	256,977	923,484
1 株当たり当期純利益	426円61銭	260円14銭	135円27銭	483円51銭
総 資 産(千円)	13,479,096	13,056,709	13,347,813	17,839,176

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
瀋陽日新気化器有限公司	3,000千米ドル	100%	ガス機器および汎用機器事業
NIKKI AMERICA, INC.	4,300千米ドル	100%	汎用機器事業
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	6,230千米ドル	100%	汎用機器事業
ニッキ・テクノ株式会社	10,000千円	100%	自動車機器事業
株式会社ニッキ ソルテック サービス	30,000千円	100%	ガス機器および自動車機器事業
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED	400,000千円	100%	汎用機器および自動車機器事業
NIKKI (THAILAND) CO., LTD.	50,000千円	90%	ガス機器事業

- (注) 1. NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの出資比率100%はNIKKI AMERICA, INC.による間接所有であります。
2. NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITEDの出資比率のうち6.25%は株式会社ニッキ ソルテック サービスによる間接所有であります。
3. (注) 1 および 2 以外の上記子会社の各出資比率は、全て直接所有であります。
4. NIKKI AMERICA, INC.は、2022年1月1日付でNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCを吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原材料コストの上昇、供給網の混乱や急激な為替の変動等の不安定要因が並存する厳しい環境下ではありますが、徹底したコスト削減を図るとともに、生産性の向上等を着実に進め、引き続き収益性の改善・向上に確実につなげてまいります。
- ② 現在、自動車業界は100年に一度と言われる大変革期を迎え、世界的に脱炭素・カーボンニュートラルの流れが一段と加速しておりますが、エンジン部品メーカーである当社は、この大きな外部環境の変化に適切に対応して行く必要があります。

その大きな変化を乗り越えるために、当社グループは「将来の主力となるべき新規事業の創出」を最優先課題として、①電動系・メカトロ関連事業、②FCV・水素関連事業の2事業を「将来の主力となるべき新規事業」として経営資源を集中的に投入し、優先的な取り組みを展開してまいります。

<重点施策>

- 1) 優先的に取り組むべき新規事業
 1. 脱炭素により今後のボリュームゾーンとなる脱エンジンの新規事業・商品である電動系・メカトロ関連事業に最優先での対応を図ります。
 2. FCV・水素関連事業は、既存のガス事業技術の延長・拡大での対応が可能であり、従来技術との親和性も高いため積極的な対応を図ります。
- 2) 重点的に取り組むべき市場
 1. 4輪車・2輪車の最大市場であり、更なる市場規模の拡大が見込める中国市場およびインド市場を引き続き重点市場として対応してまいります。
 2. 中国・インドのガス顧客の将来的なFCV（水素）へのシフトも十分見込まれ、今後の新規事業の拡大につなげるため積極的な対応を図ります。
- 3) その他
顧客ニーズの多様化・高度化への対応を強化するためにファブレス化やモジュール化等についても検討を進め、異業種も含めた提携の強化・連携の強化を図ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器事業、汎用機器事業、自動車機器事業および不動産賃貸事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	主要な事業内容
ガス機器事業	E C U(電子制御装置)、インジェクタおよび噴射システム機器類、ミキサ、ベーパーライザ、レギュレータ等の製造および販売
汎用機器事業	汎用気化器(農業用・産業用)、船舶用気化器、二輪および汎用噴射システム機器類等の製造および販売
自動車機器事業	スロットルボディ、気化器、アクセルワイヤユニット、アクチュエータ等の製造および販売
不動産賃貸事業	当社所有不動産の賃貸

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	神奈川県厚木市
厚木工場	神奈川県厚木市

② 子会社

会社名	所在地
瀋陽日新気化器有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
NIKKI AMERICA, INC.	アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市
ニッキ・テクノ株式会社	神奈川県厚木市
株式会社ニッキ ソルテック サービス	神奈川県厚木市
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED	インド共和国タミル・ナードゥ州
NIKKI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国ナコーンパトム県

(注) NIKKI AMERICA, INC.は、2022年1月1日付でNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCを吸収合併しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ガス機器事業	107名	13名減
汎用機器事業	252名	20名減
自動車機器事業	99名	3名増
不動産賃貸事業	—	—
全社 (共通)	65名	4名増
合計	523名	26名減

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
208名	5名減	44.3歳	18.6年

(注) 使用人数には、アルバイトおよびパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,220百万円
株式会社りそな銀行	680
株式会社商工組合中央金庫	530
株式会社神奈川銀行	310
株式会社三菱UFJ銀行	150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,000,000株 |
| ③ 株主数 | 997名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	427,000株	22.32%
WESTERN GATE GROUP LTD	98,900	5.17
DEUTSCHE BANK AG,SINGAPORE A/C CLIENTS(TREATY)	90,400	4.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	88,000	4.60
谷 電 機 工 業 株 式 会 社	80,400	4.20
株 式 会 社 横 浜 銀 行	80,000	4.18
光 陽 投 資 有 限 公 司	80,000	4.18
株 式 会 社 富 士 精 機 製 作 所	61,200	3.20
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	52,000	2.72
株 式 会 社 り そ な 銀 行	50,000	2.61
ジェイアンドエス保険サービス株式会社	50,000	2.61

(注) 持株比率は自己株式 (87,036株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役へ交付した株式の合計
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。
 ・ 取締役へ交付した株式の合計

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	10,300株	6名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	和田 孝	瀋陽日新気化器有限公司董事長
常務取締役	田中 宣夫	総務部長、 経営企画室長、関係会社室長
取締役	守屋 元治	品質保証部長、 統合マネジメントシステム室長
取締役	尾見 雅明	技術開発部長
取締役	遠藤 健一	製造部長、生産管理部長 NPS推進室長、生産技術部管掌
取締役	五十嵐 清孝	購買部長 営業部管掌
取締役	松村 隆	公認会計士 松村公認会計士事務所代表 興亜監査法人代表社員 株式会社万世社外監査役
取締役	篠田 憲明	弁護士 三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社赤玉社外取締役
監査役（常勤）	西中 新一	
監査役	染野 光宏	公認会計士 染野公認会計士事務所代表 株式会社サントラスト社外監査役
監査役	夏目 岳彦	公認会計士 ミネルヴァインサイト合同会社代表社員 夏目公認会計士事務所代表 ブルー・マーリン・パートナーズ株式会社社外監査役 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師

- (注) 1. 取締役松村隆氏および篠田憲明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役染野光宏氏および夏目岳彦氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役染野光宏氏および夏目岳彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松村隆氏および篠田憲明氏、監査役染野光宏氏および夏目岳彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役・監査役であり、保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	92 (8)	73 (8)	0 (-)	18 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、当社は2018年6月28日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、重任する取締役(社外取締役を除く。)および監査役(社外監査役を除く。)に対し、退任時に役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給をすることと決議いただいております。その支給予定金額は、取締役5名で152百万円となっております。なお、当該金額は、未払金としてすでに計上済みとなっております。
3. 業績連動報酬として各事業年度の連結売上高および連結営業利益を基礎とした一定の算出方法により決定された額を、基本報酬とともに毎月支給しております。当該業績指標を選定した理由は、当社および当社グループの経営上の重要な指標であるからであり、業績連動報酬の額の決定方法は一定の算定方法により決定しております。なお、当事業年度の業績連動報酬に係る指標は、2020年度の連結売上高5,895百万円および連結営業利益224百万円ならびに2019年度の連結売上高7,526百万円および連結営業利益639百万円であります。

2) 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、各人の職位、職責、在任年数および当社の状況等をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高および連結営業利益を基礎とした一定の算出方法により決定された額を、基本報酬とともに毎月支給するものとしております。

3) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものとしております。交付する株式報酬の内容は、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれるものとしております。制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主価値の共有を実現するための譲渡制限期間は30年間とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、当社の取締役の地位から死亡または任期満了その他の正当な理由により退任した場合には当該退任の直後の時点をもって、在籍年数に応じて譲渡制限を解除いたします。本制度により交付する株式の総数は、対象取締役に対して年15,000株・年額50百万円以内とし、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲等を勘案し、毎年、一定の時期に在籍取締役に交付するものとしております。当該株式報酬の交付状況は2.会社の現況に記載のとおりであります。

4) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1982年6月30日開催の第91期定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名）です。またそれとは別枠で、2018年6月28日開催の第127期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額50百万円以内、株式数の上限を15,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、その内容について2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成するものとし、その支給割合については、基本報酬を中心に置きつつ業績連動報酬や非金銭報酬がインセンティブ報酬として機能するよう、各取締役の職位・職務の内容および当社の状況等も勘案し、適切に決定するものとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率(%)の目安は、報酬合計を100%とした場合、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬=70%：15%：15%としております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の業績連動報酬の額の決定であります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役も含め、決定までのプロセスを確認し、意見交換を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、決定方針および意見交換で得た内容等を踏まえ決定するものとしております。なお、株式報酬については、取締役会で対象取締役の個人別の割当株式数を決定されております。以上の各事情から、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと判断しております。

6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会にて代表取締役社長和田孝に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議を行っております。その権限の内容等は上記5) 3に記載のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、当社の取締役の多くが、業務執行取締役であることから、当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには取締役会における合議による審議・決定よりも業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適していると考えられるためであります。なお、代表取締役の権限が適切に行使されるよう上記5) 3に記載の措置を講じており、当該手続きを経て取締役会にて取締役の個人別の報酬額を決議しております。

7) 監査役の報酬

監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しており、基本報酬（固定報酬）で構成されます。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況・兼職先との関係

松村隆氏は、松村公認会計士事務所代表および興亜監査法人代表社員を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。

篠田憲明氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

染野光宏氏は、染野公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。

夏目岳彦氏は、ミネルヴァインサイト合同会社代表社員および夏目公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員との兼職状況・兼職先との関係

松村隆氏は、株式会社万世の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

篠田憲明氏は、株式会社赤玉の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

染野光宏氏は、株式会社サントラストの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

夏目岳彦氏は、ブルー・マーリン・パートナーズ株式会社の社外監査役および早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松村 隆	13回	100%	一回	—%
取締役 篠田 憲明	13	100	—	—
監査役 染野 光宏	11	85	17	94
監査役 夏目 岳彦	13	100	18	100

松村隆氏は、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、経営の監督とチェック機能を果たすことが期待されており、期待のとおり遂行していただいております。

篠田憲明氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、幅広い見識で経営の監督とチェック機能を果たすことが期待されており、期待のとおり遂行していただいております。

染野光宏氏および夏目岳彦氏は、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,400千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の対比、監査日数および報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査計画日数および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

- ⑦ 当社の重要な子会社であります瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS,LLCおよびNIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITEDにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員規定および役員行動規範の遵守を周知徹底し、法令および定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、取締役会ならびに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役会、経営会議等の議事録、ならびに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係わる文書および情報については、役員規定、文書管理規程および、情報セキュリティー管理規程に基づき、適切に保存・管理する。
- 2) 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメント規程に基づき、業務執行に係わる各種のリスクを適切に洗い出し、リスクの分析評価を行うと共に、重大な損失をおよぼすおそれのあるリスクについては、適切な処置を行う。

また、当社および子会社においては、定期的な内部監査の実施により、リスク管理に係わる整備・運用状況を監査し、その結果について、内部統制委員会でマネジメントレビューを行う。

- 2) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。

④ 当社取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の下、実施する。
- 3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 1. 取締役、社員が共有する全社的なビジョンと目標を定め、この浸透を図ると共に、経営の羅針盤として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 2. 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、每期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
 3. 年度業務計画の実績は、毎月全取締役が出席する業績ヒヤリング会議にて報告され、目標達成状況のレビューと結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保している。
その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。
- 4) 当社は中期経営計画を具体化するため、子会社の取締役に対し、毎事業年度ごとに各子会社の年間業務計画を策定させ、月度業績報告を提出させる。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動憲章および従業員行動規範を定め、周知徹底する。コンプライアンス違反行為があった場合は、就業規則に則り、「賞罰委員会」において適正に処分する。
- 2) 内部監査部門として、客観性と公平性を確保するため、執行部門から独立した統合マネジメントシステム室を設置し、内部監査を行う。

- 3) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、内部通報システム運用規程に基づき、匿名で通報できることを保障するシステムを整備し運用する。
 会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- 4) 取締役および内部通報情報受領者は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会ならびに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制を担当する関係会社室を設置すると共に、当社の経営理念、企業行動憲章および従業員行動規範を展開する。
 グループ企業各社は、これを基本に自社の特性を勘案して諸規程を定める。
- 2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画の策定と月度業績報告の提出を義務づけると共に、当社の経営会議で定期的に報告・決裁を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。
- 3) 取締役および関係会社室長は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会ならびに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- 4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、或いはその他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部通報システムにより情報受領者経由で「内部統制委員会」へ報告される体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会ならびに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助者を置く。
- 2) 監査役補助者は業務執行部門からの独立性を確保すると共に、その人事異動、人事考課については監査役の事前同意を得る。
- 3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、専任または兼任を可能とするが、監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制は、四半期毎の内部統制委員会、環境管理委員会、毎月の取締役会、業績ヒヤリング会議、品質管理委員会および毎週の経営会議の場とし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。
前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求められることができることとする。
 - 2) 内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 - 3) 当社子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社の関係会社社長経由で、監査役に対して報告を行う。なお、当社は当社の監査役へ報告を行った当社子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 2) 内部監査部門の統合マネジメントシステム室と緊密に連携し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部監査部門が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、内部統制委員会へ報告する。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

取締役ならびに監査役および従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行わない。

また、不当要求等に対しては、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当事業年度においても統合マネジメントシステム室が中心となり、当社および子会社のリスク評価の確認と内部監査を実施しており、内部統制委員会において報告が行われた。内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部統制委員会が継続的にモニタリングを実施しており、モニタリングの結果、判明した課題等については必要な是正措置をとることで、より実効性のあるシステム運用に努めている。当該運用状況等については取締役会においても報告がなされている。

② コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正をはかるため、内部通報制度として当社監査役を通報窓口とし、Eメールや郵便等による通報を可能としている。

③ 監査役に関する事項

監査役は当社グループの取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、統合マネジメントシステム室との連携、会計監査人との面談を通じ、確実に情報交換を実施している。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

② 取組みの具体的な内容

1) 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社グループでは、着実に利益を生み出し成長し続けていくために、中期経営計画の施策に基づき強靱な企業体質の構築および成長戦略の推進を強力に進めております。これらの施策を確実に遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指します。
2. 当社は、「合理性、透明性の高い経営を実践し、企業価値を高め、社会から信頼される会社をめざす。」との経営理念に基づいて経営活動を行ない、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、2015年6月26日開催の定時株主総会により新たに社外取締役1名を追加選任いただき、社外取締役2名体制とし、ガバナンスのより一層の強化を図ってまいりました。なお、上記の社外取締役は東京証券取引所が定める独立役員要件を充たしております。また、役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動憲章」および「従業員行動規範」等を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。また、当社は監査役会設置会社を採用しております。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

- 2) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、議決権割合が25%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする大規模買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等の実施）を取締役会に勧告します。また、独立委員会は対抗の是非および要否に関し、株主意思を確認することが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告するものとし

ます。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、上記に関して決議を行い、適時・適切に当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

- ③ 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものでなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 株主意思の反映

本プランは、2019年6月27日開催の定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期限（3年）終了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と同様であります。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,000,134	流動負債	5,864,723
現金及び預金	3,257,415	支払手形及び買掛金	199,410
電子記録債権	416,000	電子記録債権	389,550
売掛金	1,313,498	短期借入金	2,441,740
商品及び製品	1,255,332	リース債権	6,354
仕掛品	1,161,657	未払費用	154,587
原材料及び貯蔵品	78,285	未払法人税等	349,708
その他の他	529,251	賞与引当金	149,264
貸倒引当金	△11,307	設備関係支払手形	2,002,190
固定資産	9,839,041	その他の他	171,918
有形固定資産	8,175,272	固定負債	2,829,079
建物及び構築物	2,331,385	長期借入金	1,448,260
機械装置及び運搬具	682,518	リース債権	32,919
土地	405,723	繰延税金負債	145,112
リース資産	36,181	退職給付に係る負債	527,597
建設仮勘定	4,582,516	預り敷金	515,713
その他の他	136,946	その他の他	159,476
無形固定資産	53,184	負債合計	8,693,803
投資その他の資産	1,610,584	純資産の部	
投資有価証券	1,558,562	株主資本	8,094,592
繰延税金資産	30,487	資本金	500,000
その他の他	21,534	資本剰余金	49,175
資産合計	17,839,176	利益剰余金	7,750,913
		自己株式	△205,496
		その他の包括利益累計額	1,029,583
		その他の有価証券評価差額金	822,969
		為替換算調整勘定	161,701
		退職給付に係る調整累計額	44,912
		非支配株主持分	21,196
		純資産合計	9,145,372
		負債・純資産合計	17,839,176

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,844,286
売上原価	6,367,690
売上総利益	2,476,596
販売費及び一般管理費	1,392,159
営業利益	1,084,437
営業外収益	
受取利息	13,133
受取配当金	41,536
技術指導料	7,960
補助金収入	11,535
為替差益	242,207
その他	22,324
営業外費用	
支払利息	30,293
支払手数料	20,000
その他	0
経常利益	50,293
特別利益	1,372,842
固定資産売却益	243
投資有価証券売却益	1,804
特別損失	
固定資産除売却損	48,307
環境対策費	24,140
減損損失	5,975
税金等調整前当期純利益	78,422
法人税、住民税及び事業税	1,296,466
法人税等調整額	398,808
当期純利益	△24,984
非支配株主に帰属する当期純利益	373,824
親会社株主に帰属する当期純利益	922,642
	△842
	923,484

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	500,000	44,762	6,936,372	△229,815	7,251,319
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	1,163	-	1,163
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	500,000	44,762	6,937,535	△229,815	7,252,482
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	-	-	△104,646	-	△104,646
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	923,484	-	923,484
自己株式の処分	-	-	△5,459	24,318	18,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変更	-	4,413	-	-	4,413
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度変動額合計	-	4,413	813,378	24,318	842,110
当連結会計年度末残高	500,000	49,175	7,750,913	△205,496	8,094,592

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	921,662	△38,883	59,052	941,831	22,103	8,215,253
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	1,163
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	921,662	△38,883	59,052	941,831	22,103	8,216,416
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△104,646
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	923,484
自己株式の処分	-	-	-	-	-	18,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変更	-	-	-	-	-	4,413
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△98,692	200,585	△14,140	87,752	△906	86,845
当連結会計年度変動額合計	△98,692	200,585	△14,140	87,752	△906	928,955
当連結会計年度末残高	822,969	161,701	44,912	1,029,583	21,196	9,145,372

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 8社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 瀋陽日新気化器有限公司
NIKKI AMERICA,INC.
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS,LLC
田島精密工業株式会社
ニッキ・テクノ株式会社
株式会社ニッキ ソルテック サービス
NIKKI INDIA FUEL SYSTEMS PRIVATE LIMITED
NIKKI (THAILAND) CO.,LTD. |

(2) 主要な非連結子会社の名称

- | | |
|----------------|--|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | NIKKI KOREA CO.,LTD. |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社の名称

(非連結子会社) NIKKI KOREA CO.,LTD.

(関連会社) 泰華化油器股份有限公司

SRM NIKKI AUTO SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA,INC.、NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC及びNIKKI (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 及び賃貸用資産に係る建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物及び賃貸用資産に係る建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	1～15年
その他	1～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ガス機器事業、汎用機器事業および自動車機器事業

ガス機器事業、汎用機器事業、自動車機器事業においては、主に製品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内取引においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、出荷から顧客の検収までの期間が通常の間である場合は出荷時に収益を認識しております。輸出取引においては、船積日に収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。約束された対価については、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産賃貸事業

顧客に当社所有不動産の賃貸を行っております。不動産の賃貸については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の連結計算書類

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の連結計算書類

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

1. 連結貸借対照表

「設備関係支払手形」は従来、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが金額的重要性が増した為、当期より区分掲記しております。なお、前期の「設備関係支払手形」は、230,700千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 株式会社ニッキにおける繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 158,965千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、199,813千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは来期以降の経営計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる来期経営計画における主要な仮定は、顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量であります。なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点において影響は限定的であるものと判断しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	土地	60,590千円
	合計	60,590千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	2,441,740千円
	長期借入金	1,448,260千円
	合計	3,890,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,365,707千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
汎用機器事業関連資産	インド	機械装置および運搬具	5,975
合計			5,975

資産のグルーピングは管理会計上の区分を考慮して決定しております。また処分が決定された資産、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

また、回収可能額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

2. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

2,000千株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	104,646	55	2021年3月31日	2021年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催の第131期定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 133,907千円
②配当の原資 利益剰余金
③1株当たり配当額 70円
④基準日 2022年3月31日
⑤効力発生日 2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引およびデリバティブ内包型長期借入金を利用し支払利息の固定化をしております。また、デリバティブ取引の執行、管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額111,070千円）は、(1) 投資有価証券のその他有価証券に含めておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」および「設備関係支払手形」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,447,491	1,447,491	-
(2) 長期借入金（*2）	(1,590,000)	(1,557,837)	△32,162
(3) デリバティブ取引（*3）	-	(32,784)	32,784

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）長期借入金には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）で表示しております。特例処理を採用した金利スワップの時価を記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,447,491	－	－	1,447,491

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,557,837	－	1,557,837
デリバティブ取引	－	32,784	－	32,784

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値により、算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産の状況に関する事項)

当社では、東京都品川区及び神奈川県厚木市において、賃貸等不動産を所有し、不動産賃貸事業を行っております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、419,278千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
2,014,628	△33,497	1,981,131	7,857,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち主な増加額は、東京都品川区の賃貸等不動産の附属設備の更新投資(40,022千円)であり、主な減少額は減価償却費(73,519千円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ガス機器事業	汎用機器事業	自動車機器事業	不動産賃貸事業	合計
日本	2,388,138	572,293	630,114	—	3,590,546
米国	286,495	3,314,000	11,103	—	3,611,598
中国	114,089	174,893	502	—	289,485
韓国	136,532	35,251	1,575	—	173,358
その他	389,736	1,372	238,178	—	629,286
顧客との契約から生じる収益	3,314,992	4,097,809	881,473	—	8,294,275
その他の収益	—	—	—	550,011	550,011
外部顧客への売上高	3,314,992	4,097,809	881,473	550,011	8,844,286

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便益を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	4,769円65銭
1株当たり当期純利益	483円51銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,368,326	流動負債	5,932,718
現金及び預金	1,623,295	支払手形	29,280
電子記録債権	413,011	電子記録債権	389,550
売掛金	2,994,722	買掛金	355,423
商品及び製品	216,619	短期借入金	2,300,000
仕掛品	608,902	1年内返済予定の長期借入金	141,740
原材料及び貯蔵品	67,691	未払金	83,345
前払費用	17,135	未払消費税	101,583
未収入金	102,809	未払法人税等	328,323
未収消費税等	335,566	前払受取金	49,790
その他の金	2,966	預り金	7,750
貸倒引当金	△14,393	賞与引当金	134,442
固定資産	10,683,548	設備関係支払手形	1,971,920
有形固定資産	7,307,933	設備関係電子記録債権	30,270
建物	2,072,969	その他	9,300
構築物	14,946	固定負債	2,852,041
機械及び装置	303,435	長期借入金	1,448,260
車両運搬具	955	繰延税金負債	158,965
工具、器具及び備品	101,987	退職給付引当金	576,601
土地	250,962	長期未払金	152,500
リース資産	0	預り敷	515,713
建設仮勘定	4,562,676	負債合計	8,784,759
無形固定資産	12,907	純資産の部	
ソフトウェア	11,131	株主資本	7,444,145
電話加入権	1,776	資本金	500,000
投資その他の資産	3,362,707	資本剰余金	26,902
投資有価証券	1,466,145	資本準備金	26,902
関係会社株式	1,469,431	利益剰余金	7,122,740
関係会社出資金	423,736	利益準備金	125,000
その他	3,393	その他の利益剰余金	6,997,740
資産合計	17,051,875	退職手当積立金	6,800
		別途積立金	984,194
		繰越利益剰余金	6,006,746
		自己株式	△205,496
		評価・換算差額等	822,969
		その他の有価証券評価差額金	822,969
		純資産合計	8,267,115
		負債・純資産合計	17,051,875

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,506,886
売 上 原 価		5,409,767
売 上 総 利 益		2,097,119
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		947,894
営 業 利 益		1,149,225
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38	
受 取 配 当 金	46,576	
技 術 指 導 料	15,788	
雑 収 入	7,877	
為 替 差 益	256,259	326,540
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,533	
支 払 手 数 料	20,000	45,533
経 常 利 益		1,430,232
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,804	1,804
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	47,435	
環 境 対 策 費	24,140	71,575
税 引 前 当 期 純 利 益		1,360,460
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	344,891	
法 人 税 等 調 整 額	4,565	349,456
当 期 純 利 益		1,011,003

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	984,194	5,104,685	6,220,679	△229,815	6,517,765
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	1,163	1,163	-	1,163
会計方針の変更を反映した当期首残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	984,194	5,105,848	6,221,842	△229,815	6,518,929
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△104,646	△104,646	-	△104,646
当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,011,003	1,011,003	-	1,011,003
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△5,459	△5,459	24,318	18,859
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	900,897	900,897	24,318	925,216
当期末残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	984,194	6,006,746	7,122,740	△205,496	7,444,145

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
当期首残高	921,662	921,662	7,439,427
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	1,163
会計方針の変更を反映した当期首残高	921,662	921,662	7,440,591
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△104,646
当期純利益	-	-	1,011,003
自己株式の処分	-	-	18,859
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△98,692	△98,692	△98,692
当期変動額合計	△98,692	△98,692	826,523
当期末残高	822,969	822,969	8,267,115

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物及び賃貸用資産に係る建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建 物	3～60年
構築物	7～40年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込みに基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ガス機器事業、汎用機器事業および自動車機器事業

ガス機器事業、汎用機器事業、自動車機器事業においては、主に製品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内取引においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、出荷から顧客の検収までの期間が通常の期間である場合は出荷時に収益を認識しております。輸出取引においては、船積日に収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。約束された対価については、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産賃貸事業

顧客に当社所有不動産の賃貸を行っております。不動産の賃貸については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 158,965千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、199,813千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは来期以降の経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる来期経営計画における主要な仮定は、顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量であります。なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点において影響は限定的であるものと判断しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	土地	60,590千円
	合計	60,590千円
② 担保に係る債務	短期借入金	2,441,740千円
	長期借入金	1,448,260千円
	合計	3,890,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,701,558千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	2,310,283千円
② 短期金銭債務	179,543千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	3,089,838千円
② 仕入高	1,959,844千円
③ 営業取引以外の取引高	66,900千円

(2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 6,956,874千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

87千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	40,749
退職給付引当金	174,767
長期未払金	46,222
譲渡制限付株式報酬	20,086
貸倒引当金	4,362
棚卸資産評価損	42,797
関係会社株式評価損	19,213
未払費用	12,238
減損損失	39,434
その他	24,007
繰延税金資産小計	423,879
評価性引当額	△224,066
繰延税金資産合計	199,813
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△357,926
その他	△852
繰延税金負債合計	△358,778
繰延税金資産（負債）の純額	△158,965

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NIKKI AMERICA, INC.	米国 アラバマ州	4,300 千米ドル	汎用機 器事業	所有直接 100%	当社汎用機 器の販売	汎用機器の製 品売上 (注)1	1,605,428	売掛金	911,211
子会社	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	米国 アラバマ州	6,230 千米ドル	汎用機 器事業	所有間接 100%	当社汎用機 器の販売	汎用機器の部 品売上 (注)1	1,291,675	売掛金	1,289,315
子会社	潘陽日新気化器有限公司	中国 瀋陽市	3,000 千米ドル	ガス機 器及び 汎用機 器事 業	所有直接 100%	当社ガス機 器および汎 用機器の製 造・販売	ガス機器およ び汎用機器 の部品購入(注)2	1,421,341	買掛金	69,402

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 販売価格については市場情勢を勘案して、当社が希望価格を提示し価格交渉のうえ決定しております。

(注) 2 一般の市場価格等を勘案して決定しております。

なお、取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

4,321円63銭

1株当たり当期純利益

529円33銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ニッキ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤正人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッキの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ニッキ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 月本洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠藤正人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッキの2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等、また本社内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて往査を実施いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査実施基準」に準拠し、子会社を含む取締役及び使用人等、また本社内部監査部門等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。当該システムに関しては、その構築及び運用について継続的な改善が図られていることを確認しております。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人EY新日本有限責任監査法人から「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ニッキ 監査役会

常勤監査役 西 中 新 一 ㊟

社外監査役 染 野 光 宏 ㊟

社外監査役 夏 目 岳 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当が株主の皆様への利益還元の重要な手段であるとの認識に立ち、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針としております。

このような方針に基づき、第131期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は133,907,480円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	わ だ たかし 和田 孝 (1953年8月14日生)	2003年4月 株式会社横浜銀行より出向 当社営業部副部長 2004年2月 営業部海外担当部長 2004年3月 当社入社 2004年6月 取締役営業部長 2007年6月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 瀋陽日新気化器有限公司董事長	36,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 和田孝氏は、当社経営全般に関する幅広い知識と経験を有しており、当社経営陣を牽引するに相応しい資質を備えております。また同氏のこれまでの当社代表取締役社長としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き経営の指揮を執り、成長を目指していく上で最適な人材であると判断し、取締役候補者としてしました。</p>			
2	た なか のぶ お 田中 宣夫 (1956年1月23日生)	2006年5月 株式会社横浜銀行より出向 当社経営企画室副室長 2006年12月 当社入社 総務部長兼経営企画室副室長 2007年6月 取締役総務部長兼経営企画室副室長 2016年6月 常務取締役、経営企画室・関係会社室管掌 2016年11月 常務取締役総務部長、経営企画室・関係会社室管掌 2017年11月 常務取締役総務部長兼経営企画室長兼関係会社室長(現任)	15,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 田中宣夫氏は、管理部門を中心に当社業務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい資質を備えております。また、これまでの当社常務取締役としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	もり や もと はる 守屋元治 (1959年2月15日生)	1984年4月 当社入社 2016年6月 取締役品質保証部長兼統合マネジメントシステム 室長 2020年6月 取締役品質保証部長兼統合マネジメントシステム 室長兼実験部長 2021年2月 取締役品質保証部長兼統合マネジメントシステム 室長 2022年4月 取締役技術開発部部长(現任)	6,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 守屋元治氏は、技術開発部門、品質保証部門を中心に当社業務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい資質を備えております。また、これまでの当社取締役としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
4	お み まさ あき 尾見雅明 (1962年1月30日生)	1985年4月 当社入社 2015年3月 設計部メカトロ技術担当部長 2015年6月 取締役設計部長 2016年11月 取締役営業部長兼設計部長 2017年2月 取締役設計部長、営業部管掌 2017年6月 取締役設計部長 2021年2月 取締役技術開発部部长 2022年4月 取締役品質保証部長兼統合マネジメントシステム 室長(現任)	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 尾見雅明氏は、品質保証部門、技術開発部門を中心に当社業務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい資質を備えております。また、これまでの当社取締役としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
5	えん どう けん いち 遠藤健一 (1963年9月5日生)	1985年11月 当社入社 2017年6月 取締役製造部長兼N P S 推進室長、生産管理部管掌 2020年5月 取締役製造部長兼生産管理部長兼N P S 推進室長 2020年6月 取締役製造部長兼生産管理部長 生産技術部兼N P S 推進室管掌 2022年4月 取締役製造部長兼生産管理部長兼N P S 推進室長 生産技術部管掌(現任)	5,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 遠藤健一氏は、製造部門、生産管理部門、生産技術部門を中心に当社業務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい資質を備えております。また、これまでの当社取締役としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	い が ら し き よ た か 五十嵐 清孝 (1960年2月3日生)	2012年4月 株式会社商工組合中央金庫より出向 当社顧問 2012年6月 当社入社・当社常勤監査役 2020年6月 当社常勤監査役退任 取締役購買部長、営業部管掌(現任)	4,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 五十嵐清孝氏は、購買部門、営業部門を中心に当社業務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営陣の一角を担うに相応しい資質を備えております。また、これまでの当社取締役としての実績と優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	まつ むら たかし 松村 隆 (1961年4月4日生)	1987年10月 新光監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年1月 株式会社さくら総合研究所入社 1999年6月 当社社外監査役就任 2001年12月 会社分割に伴い株式会社日本総合研究所に移籍 2002年7月 松村公認会計士事務所開設(現任) 2004年2月 税理士登録(現任) 2013年6月 当社社外監査役退任 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 松村公認会計士事務所代表 興亜監査法人代表社員 株式会社万世社外監査役	4,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】 松村隆氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計の実務に長年にわたり携わっている経験および知識から、経営の監督とチェック機能を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			
8	しの だ のり あき 篠田 憲明 (1975年3月3日生)	2001年10月 弁護士登録(現任) 三宅坂総合法律事務所入所(現任) 2008年7月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現任) 2008年12月 米国カルフォルニア州弁護士登録(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社赤玉社外取締役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】 篠田憲明氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務、特に会社法案件、調査・コンプライアンス案件等を専門とする弁護士としての豊富な経験・専門的知識を有しており、幅広い見識で経営の監督とチェック機能を適正に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者和田孝氏は瀋陽日新気化器有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と汎用気化器およびガス機器の製造販売において競業関係にあるほか、部品等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松村隆氏および篠田憲明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松村隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年となります。
5. 篠田憲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は松村隆氏および篠田憲明氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約の損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3項第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりとなります。なお、各候補者が取締役に就任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、松村隆氏および篠田憲明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、太陽有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、専門性、独立性、グローバルな監査体制および監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 業 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年 9月	太陽監査法人設立	
	1994年 10月	グラントソントンインターナショナル加盟	
	2006年 1月	ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる	
	2008年 7月	有限責任組織形態に移行し、太陽ASG有限責任監査法人となる	
	2012年 7月	永昌監査法人と合併	
	2013年 10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年 10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年 7月	優成監査法人と合併	
概 要	構 成 人 員	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	304名
		公認会計士試験合格者等	246名
		その他専門職	181名
		事務職員	89名
		契約職員	224名
		合 計	1,136名
	被 監 査 会 社		1,035社

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)更新(以下「現プラン」といいます。)につき、株主の皆様にご承認いただきました。

現プランの有効期間は、2022年6月29日開催予定の当社第131期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社では、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その更新の是非を含め、現プランの在り方について引続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2022年5月13日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更した上で更新(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)することを決定しましたので、本プランにつき、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランへの更新に賛同しております。

なお、本プランへの更新にあたり、一部変更・修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームの変更はございません。

1. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その大規模な買付等の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等、買収の対象とされた会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

したがって、当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者（注）の中から選任します。独立委員会の委員に就任予定の各氏の略歴につきましては別紙2に記載のとおりであります。

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとします。また、独立委員会は、対抗の是非および要否に関し、株主意思を確認することが相当であると判断した場合、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買

付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の氏名または名称および住所または所在地
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名および役職
- ④国内連絡先
- ⑤大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における当社株券等の取得状況
- ⑥提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべて。）を含みます。）
- ⑦本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約
当社取締役会が大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記（1）の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に発送し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の名および職歴を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的（意向表明書において開示された目的の詳細）、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想され

るシナジーの内容およびその根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容
- ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、当該情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締

役会評価期間] といいます。)として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑩のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けを

- する目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
 - ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無ならびに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
 - ⑦大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
 - ⑧大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
 - ⑨大規模買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
 - ⑩その他①から⑨までに準じる場合で、(i)当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合であって、かつ、(ii)当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避することができないか、またはそのおそれがあると判断される大規模買付行為である場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4（3）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。独立委員会は、対抗措置の是非および要否に関し、株主意思を確認することが相当であると判断した場合、当社取締役会に対し、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行うものとします。なお、独立委員会が、当社取締役会に対し、対抗措置の発動および株主総会の招集を勧告しなかった場合であっても、当社取締役

会が株主意思を確認することが実務上適切であると判断したときには、対抗措置を発動するか否かを問うべく株主総会を招集することができるものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。独立委員会は、対抗措置の是非および要否に関し、株主意思を確認することが相当であると判断した場合、株主総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告するものとします。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見、または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記5において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記5に記載した対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることににより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。ただし、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを

遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に対抗措置を行うことになった際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に基づき別途開示いたします。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会での承認により同日から発効することとし、有効期限は2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとします。

本プランは、本株主総会により更新が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、東京証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様には不利益を与えない場合等には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された、形式的に当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い理由のみをもって買収防衛策の発動が必要であるとの判断を行ってはならない等の内容も踏まえたものとなっております。さらに、2015年6月1日より適用が開始され、その後2018年6月1日、2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」等を踏まえた内容となっており、合理性を有する内容となっております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、導入および更新に際して、事前に、本プランの目的、内容、効果などを具体的に開示しておりますので、株主の皆様の見込み可能性を高め、適正な選択の機会を確保しております。さらに、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。さらに、独立委

員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他）に対し、当社の費用負担により助言を得ることができるものとしております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記5の「大規模買付行為が実施された場合の対応」において記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他の外部専門家等に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プランへの更新後の独立委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

須藤 修 (すどう おさむ)

- 1977年10月 司法試験合格
- 1980年 4月 弁護士登録
東京八重洲法律事務所入所
- 1983年 4月 東京八重洲法律事務所・パートナー
- 1993年 4月 あさひ法律事務所創設・パートナー
(現 あさひ法律事務所、西村あさひ法律事務所)
- 1999年 6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー
- 2016年 5月 須藤総合法律事務所開設・パートナー(現職)

染野 光宏 (そめの みつひろ)

- 1972年 9月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計士事務所
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1979年 2月 千葉第一監査法人入所
- 1980年 3月 公認会計士第三次試験合格
- 1980年 5月 税理士登録 (現職)
- 1980年12月 染野公認会計士事務所開設 (現職)
- 2008年 6月 当社社外監査役 (現職)

夏目 岳彦 (なつめ たけひこ)

- 1998年10月 青山監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所
- 2002年 4月 公認会計士登録 (現職)
- 2007年 8月 有限責任監査法人トーマツ入所
- 2015年 8月 ミネルヴァインサイト合同会社設立 (現職)
夏目公認会計士事務所開設 (現職)
- 2017年 6月 当社社外監査役 (現職)
- 2019年 8月 税理士登録 (現職)
- 2021年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師 (現職)
- 2021年12月 ブルー・マーリン・パートナーズ株式会社社外監査役 (現職)

上記の各委員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

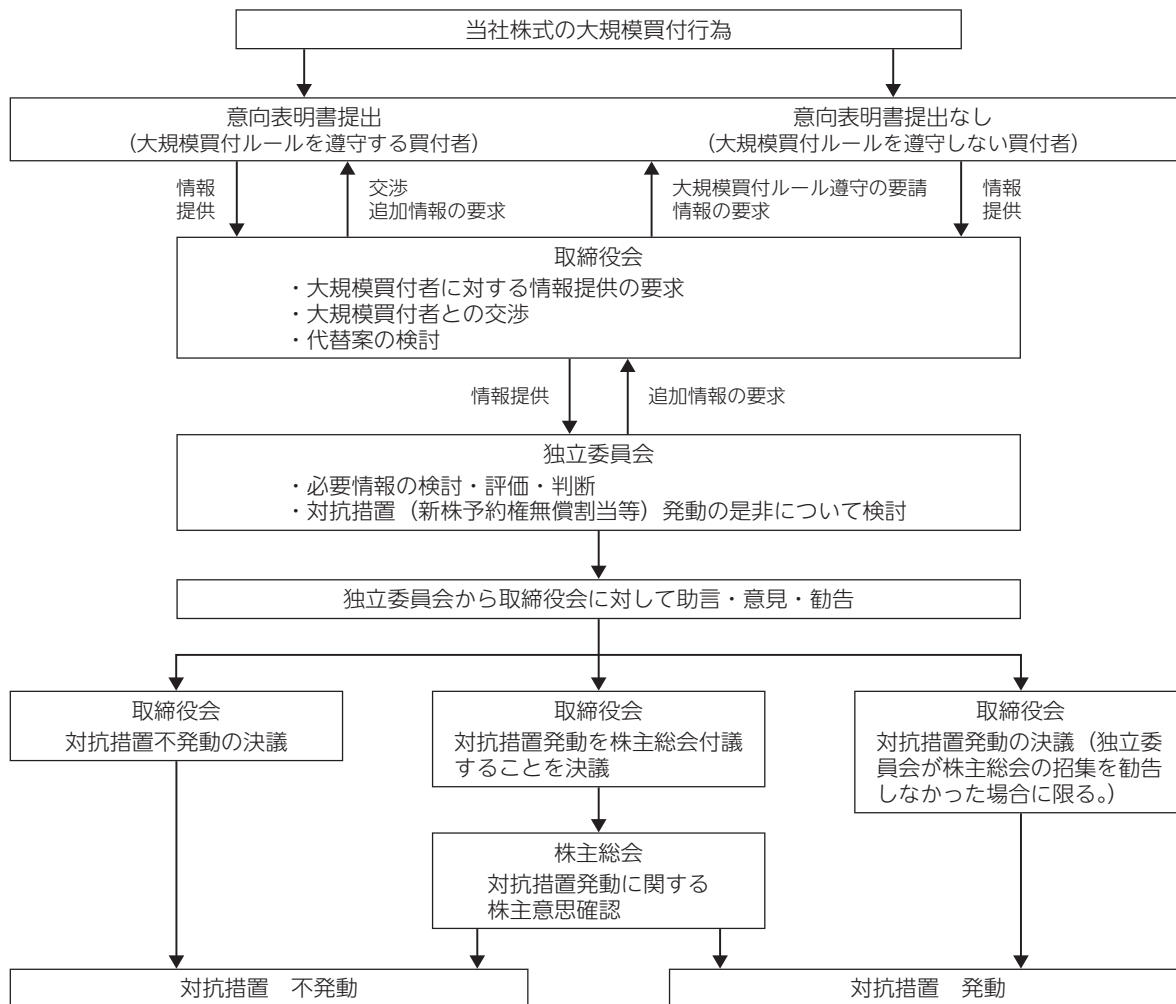
以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が25%以上の特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。また、当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合等において、当社は、当該新株予約権の全部を無償にて取得することができる旨の条項を定めることができる。

以上

本プランに係る手続きの流れ



上記フローチャートは、本プランに対するご理解をいただくことを目的に参考として記載しております。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

以上

メ モ

メ 毛

メ モ

株主総会会場ご案内図



【交通のご案内】 JR、小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩約8分。新宿より急行で約50分（小田急線）、横浜より急行で約30分（相鉄線）。お車をご利用の場合は、国道246号線下今交差点より県道町田・厚木線を経由約20分。圏央道（東名高速道路経由）海老名インターチェンジより約10分。

レンブラントホテル海老名 2階「プリマヴェーラ」

〒243-0432 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
TEL.046-235-4411

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応>

株主の皆様におかれましては、株主総会開催時での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討いただきますようお願い申し上げます。また、会場において運営スタッフのマスク着用や感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。